

仙北市 重層的支援体制整備事業 実施計画

一人ひとりがささえつながる
幸福度の高いまちづくり
を目指して



2025（令和7）年4月
仙北市市民福祉部 社会福祉課

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅰ
Ⅰ．仙北市における重層的支援体制整備事業の実施について・・・・・・・・	2
1．重層的支援体制整備事業に取り組むまで・・・・・・・・	2
Ⅱ．重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・・・・・・	4
1．計画の位置づけ・・・・・・・・	4
2．計画期間・・・・・・・・	5
Ⅲ．重層的支援体制整備事業実施における各事業の実施体制・・・・・・・・	5
1．包括的相談支援の提供体制・・・・・・・・	5
2．地域づくり支援の提供体制・・・・・・・・	6
3．参加支援事業の提供体制・・・・・・・・	7
4．アウトリーチ等を通じて継続的支援事業の提供体制・・	7
5．多機関共同事業の提供体制・・・・・・・・	7
Ⅳ．重層的支援会議と支援会議・・・・・・・・	8
Ⅴ．重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価・・・・・・・・	8

はじめに

急速に進む少子高齢化や単身高齢者の増加、人口減少により、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足が進む中、地域社会は大きな転換期を迎えております。そういった中で、市民の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については、多機関協働（会議体制）につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで問題解決を図り、必要に応じて個別ニーズに合った社会資源（アウトリーチ・参加支援事業・地域づくり事業など）につなげていく「重層的支援体制整備事業」が2025（令和7年）4月より始まりました。

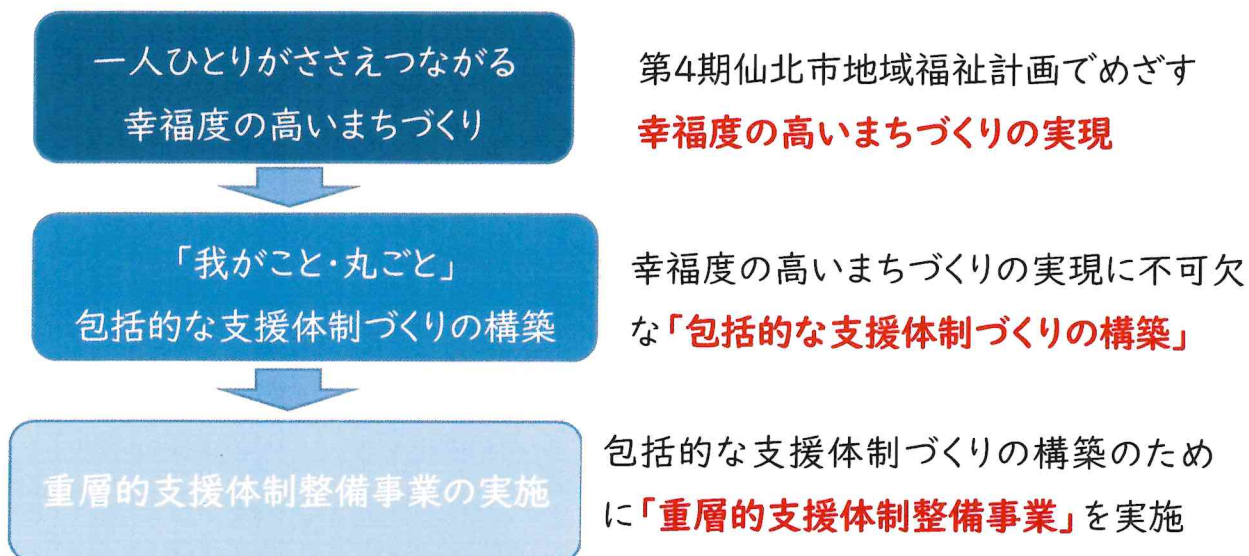
この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」を目指していくものです。

仙北市で行う重層的支援体制整備事業は、新たに相談窓口を設けることはせず、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを生かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない、解決に結びつかないような複雑化・複合化した課題に対応するため、「包括的な支援体制」を構築することによって、第4期仙北市地域福祉計画で目標とする「一人ひとりがささえつながる幸福度の高いまちづくり」の実現を目指すものです。

※重層的支援体制整備事業とは

2021（令和3）年4月1日施行の改正社会福祉法において、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。（第106条の4第2項）

仙北市における概念の整理



I 仙北市における重層的支援体制整備事業の実施について

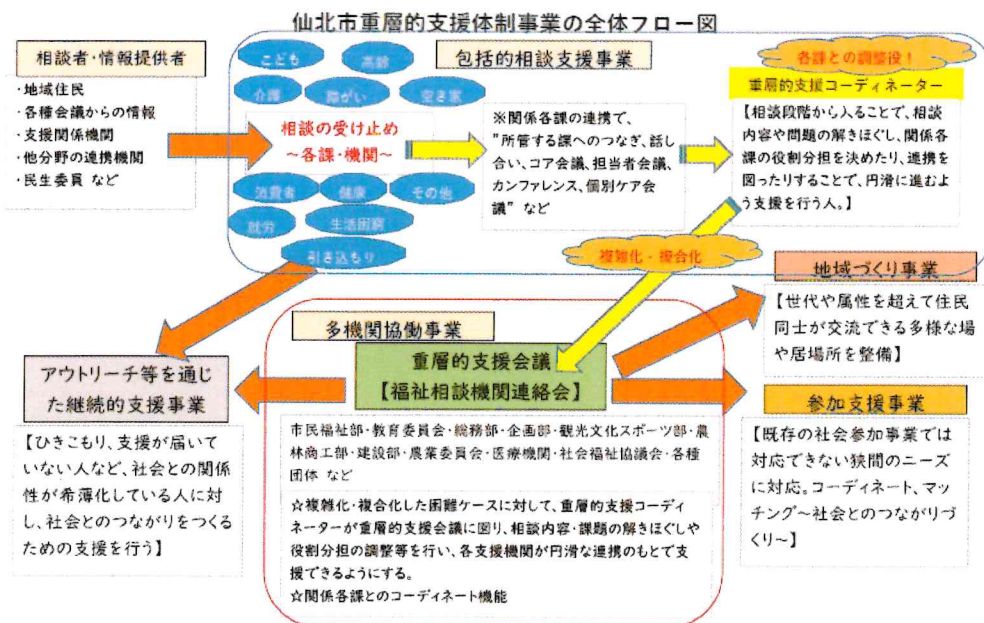
1. 重層的支援体制整備事業に取り組むまで

(1) 仙北市では、これまでも市民福祉部内のみならず、関係機関において、個々課所で受けた市民からの他課にわたる相談に対し、連携し情報を共有し合い、縦横断的に問題の解決に努めていくという重層的な考えのもとに対応してきました。しかし、その相談内容は生活困窮をはじめとして、ひきこもり、介護、子育て、障がい、8050問題、介護と育児のダブルケア、就労、借金、病気、虐待、空き家など、複雑かつ複合的で、単独の課だけでは解決が困難であり、他課による連携強化が必要な事例が増えてきました。

そういった問題が制度の狭間で埋もれてしまわないよう、必要な支援につなげていくためには、市が掲げる“一人ひとりがささえつながる幸福度の高いまちづくり”の実現のために、これまでの既存の体制・制度を生かしつつ、さらに整備・発展させながら、今回の国が進める重層的支援体制整備事業を利用しつつ、一貫した体制を構築していきながら、一定のルールを設けて市民を支援していく必要が出てきました。

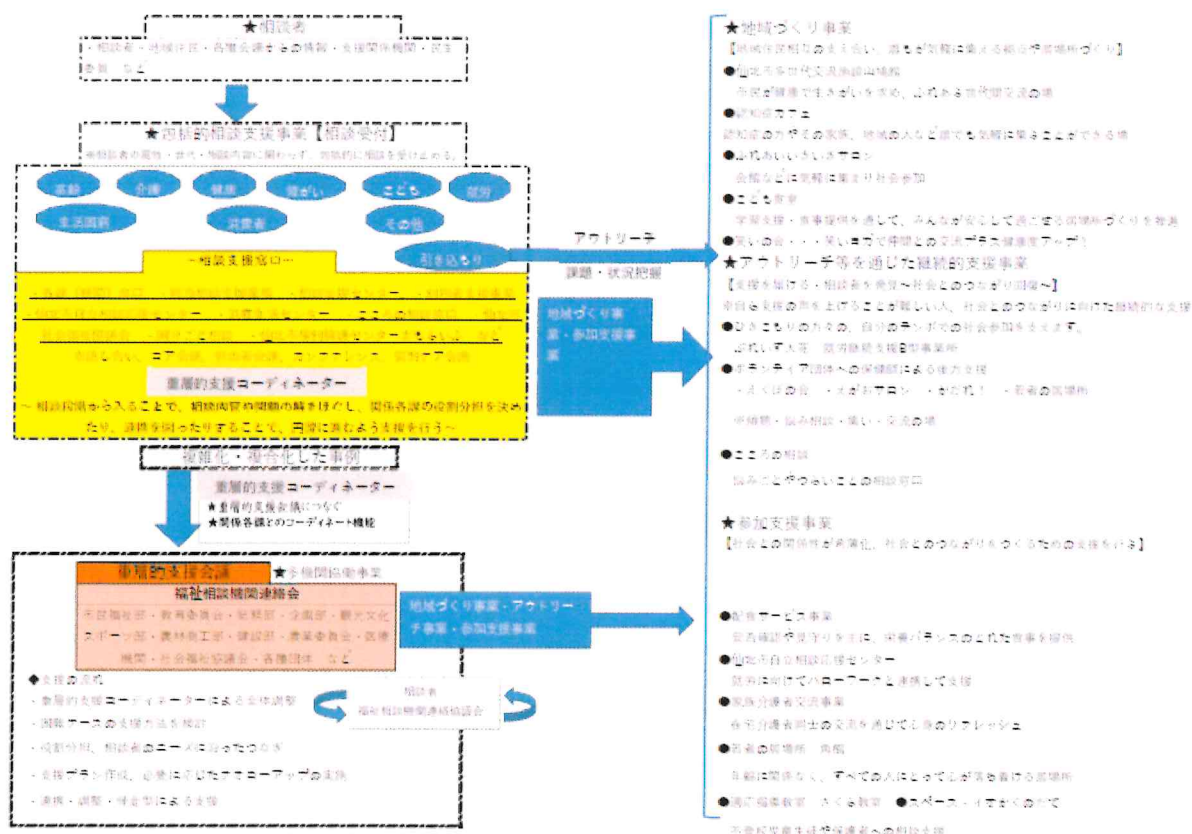
具体的には、市民の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については新たに設置する多機関協働（会議体制）につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援していきます。

☆仙北市が進める重層的な支援体制



仙北市では、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない、解決に結びつかないような複雑化・複合化した課題に対応するため、これまで市が行ってきた既存の相談支援体制や訪問事業（アウトリーチ）、集いの場等（参加支援）、地域づくり等に関する事業を最大限に活かしつつ、課題の解きほぐしや支援方針の決定、社会資源へとつないでいく重層的支援会議（他機関との支援を協議する会議）をコーディネートする専門員（重層的支援コーディネーター）を配置し、市民の悩みをみんなで一緒に考えていき、市民に寄り添い、伴走する包括的支援体制を構築していきます。

仙北市重層的支援体制事業の全体像



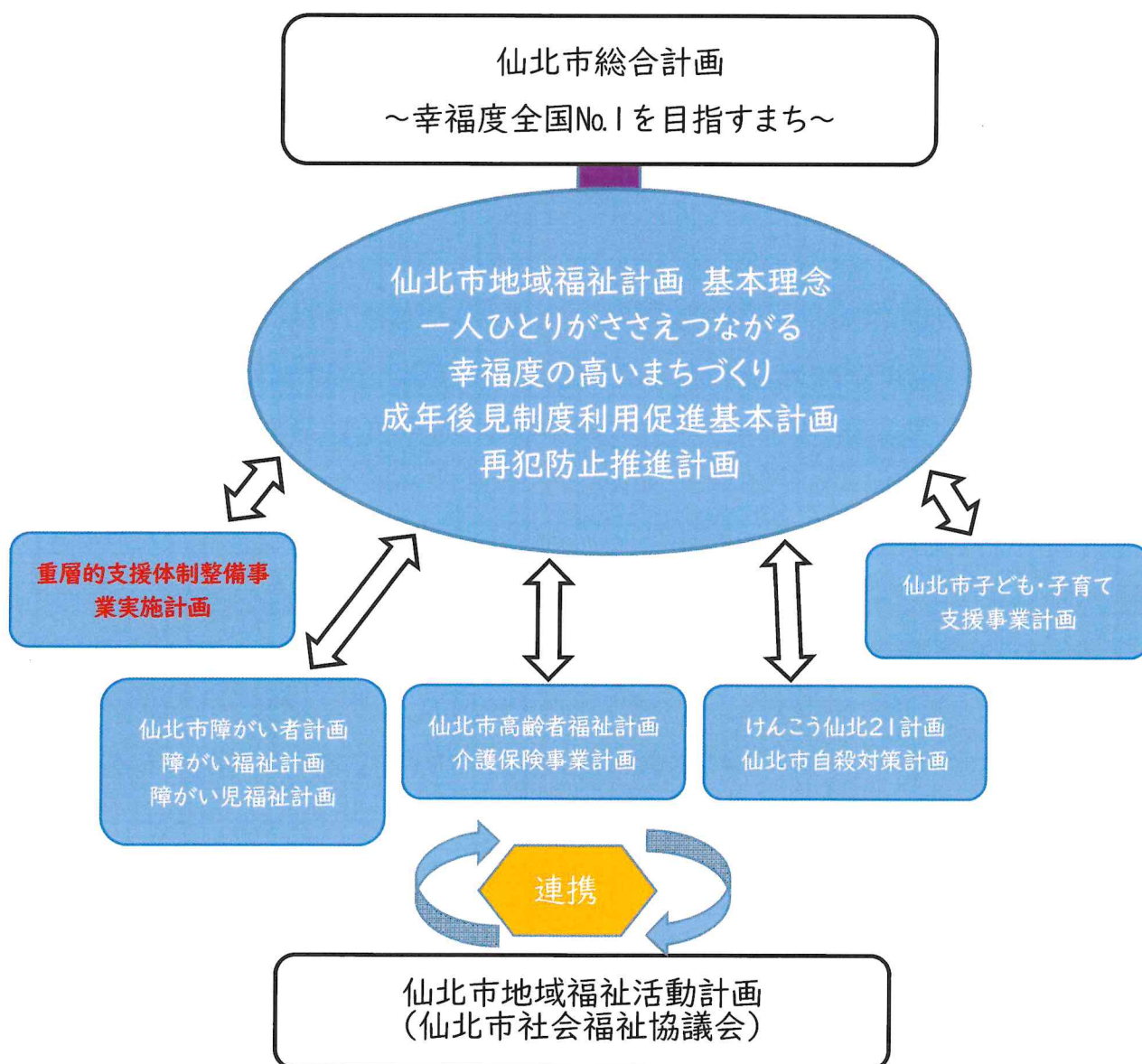
Ⅱ 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5において、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。」と規定されており、同法に基づき策定する市町村計画となります。

本計画の上位計画である「第4期仙北市地域福祉計画」に地域共生社会の実現の理念などの共通部分が記載されていることから、本事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容とします。

また、市の最上位である総合計画との整合を図り、地域福祉計画、高齢者福祉計画など各分野別の計画と調和が保たれたものとし、仙北市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図るものとしします。



2. 計画期間

本計画の実施期間は令和10年度までの4年間とし、それ以後は第5期仙北市地域福祉計画に盛り込むものとし、当該計画に合わせて実績等を勘案して見直しを行っていきます。

計画名	令和 5 年度 (2023 年)	令和 6 年度 (2024 年)	令和 7 年度 (2025 年)	令和 8 年度 (2026 年)	令和 9 年度 (2027 年)	令和 10 年 度 (2028 年)	令和 11 年 度 (2029 年)
仙北市地 域福祉計 画	第3期	第4期					第 5 期 (第2期)
仙北市重 層の支援 体制整備 事業実施 計画			(第1期)				

Ⅲ 重層的支援体制整備事業実施における各事業の実施体制

1. 包括的相談支援の提供体制

① 地域包括支援センターの運営

- (1) 支援対象者：高齢者（65歳以上）とその家族等
- (2) 実施方式：直営（仙北市地域包括支援センター）
- (3) 事業内容：地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、地域の高齢者などの心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行います。

② 障がい者相談支援事業

- (1) 支援対象者：障がいのある人及びその家族等
- (2) 実施方式：直営、委託（指定相談支援事業所愛仙）
- (3) 事業内容：指定相談支援事業所愛仙に委託し実施しており、質の高い相談業務を継続して実施する体制を整えています。また、身体障害者相談員と知的障害者相談員、民生児童委員も障がい者等からの相談に対応しています。

③ 利用者支援事業

- (1) 支援対象者：子ども及びその保護者、家族等
- (2) 実施方式：直営（子ども家庭センター、保健課）
- (3) 事業内容：妊婦や子ども、子育て家庭にとって身近な場所で、保健師などの専門職員が相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適

切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や継続的な支援をしていきます。

④ 生活困窮者自立相談支援事業

- (1) 支援対象者：生活に困窮している人や生きづらさを抱える人及びその家族等
- (2) 実施方式：直営、委託（仙北市社会福祉協議会）
- (3) 事業内容：生活困窮者に対する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価、支援提供。住居確保給付金の相談・受け付けなどを行います。

2. 地域づくり支援の提供体制

① 地域介護予防活動支援事業

- (1) 支援対象者：高齢者（65歳以上）
- (2) 実施方式：直営
- (3) 事業内容：住民が自主的に実施する介護予防に資する地域活動及び介護予防リーダー育成の支援を行います。

② 生活支援体制整備事業

- (1) 支援対象者：高齢者（65歳以上）
- (2) 実施方式：直営
- (3) 事業内容：生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けたボランティアなどの生活支援、介護予防の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行います。

③ 地域活動支援センターの基本事業

- (1) 支援対象者：知的障がい者、精神障がい者
- (2) 実施方式：直営
- (3) 事業内容：創作活動、社会交流（サークル活動・行事）、生活情報の提供、電話・訪問などによる情報提供、休憩・仲間との交流の場などの提供を行います。

④ 地域子育て支援拠点事業

- (1) 支援対象者：乳幼児とその保護者
- (2) 実施方式：直営
- (3) 事業内容：子育て親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施などを行います。

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(1) 支援対象者：市民

(2) 実施方式：直営

(3) 事業内容：地域住民のニーズ・生活課題の把握に努め、住民主体の活動や地域コミュニティを形成する居場所づくりに取り組んでいる団体等を支援し、個々のニーズに合った社会資源へとつなげていきます。

3. 参加支援事業の提供体制

① 支援対象者：市民

② 実施方式：直営

③ 事業内容：これまでも、イベントへの参加や就労支援など状況に応じて支援を行ってありますが、支援を必要とする方の個別ニーズに応じて地域の社会資源との調整・活用を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげるための支援を行います。

4. アウトリーチ等を通じて継続的支援事業の提供体制

① 支援対象者：潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯（ひきこもり など）

② 実施方式：直営

③ 事業内容：アウトリーチ事業にて支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であり、時間がかかることが想定されます。このような状況を踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に主眼を置いた支援を行っていきます。

5. 多機関協働事業の提供体制

① 支援対象者：複雑化・複合化した課題を抱える市民

② 実施方式：直営

③ 事業内容：市民の属性、世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については新たに配置する重層的支援コーディネーターへつなぎ、重層的支援会議及び支援会議を開催し、課題の解きほぐしや各課の役割分担を図るとともに、支援方針、支援プランの作成、評価等を行い、各課が円滑な連携のもとに支援していきます。

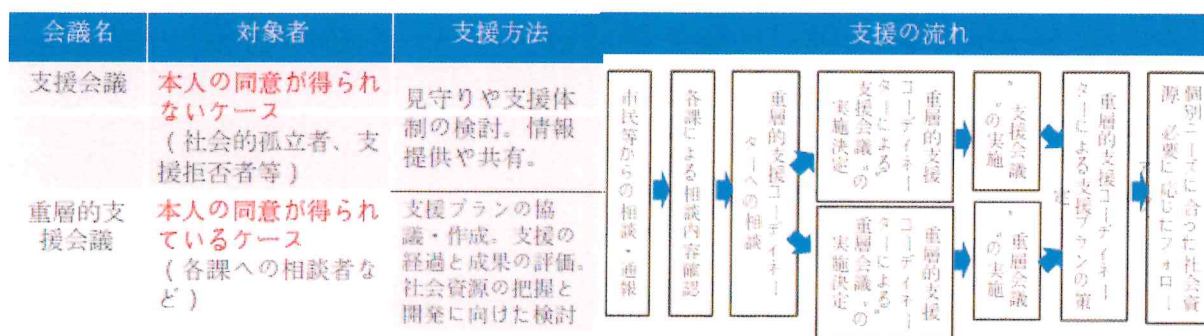
Ⅳ 重層的支援会議と支援会議

これまで、支援対象者の個人情報については、それぞれの支援機関等の法的根拠や扱い方の違いもあり、十分な連携が図れない状況も生じていました。

多機関協働事業において設置される「重層的支援会議」では、支援対象者の同意を得て必要な個人情報を共有できる仕組みが構築され、より効果的な支援が期待できます。

一方、支援対象者から個人情報の提供について同意を得られない場合は、「支援会議」として、助言や必要な協力について検討することになります。

重層的支援会議と支援会議の比較



【重要】秘密漏えいに関する罰則規定（社会福祉法第159条）

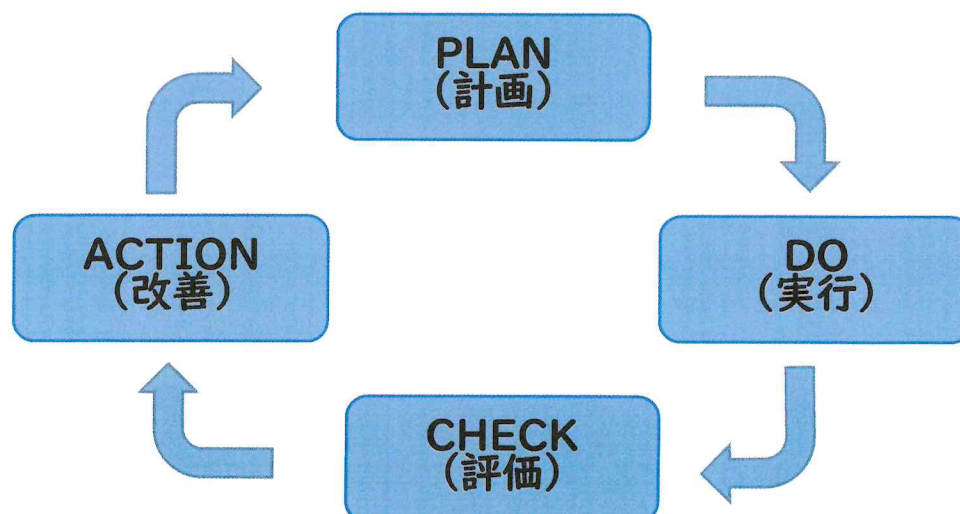
「支援会議」・「重層的支援会議」により知りえた秘密を漏らした時には「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に処せられます。

Ⅴ 重層的支援体制整備事業実施計画の推進体制と評価

実施計画の円滑な推進を図るために、進捗状況や方向性の確認を行っていき、改善について検討していきます。検証作業を行いながら、必要に応じて施策の見直しをしていきます。

本計画の取組に関しては、国や県の制度を活用していることから、制度に対する動向を注視し、新しい情報収集にも努めていきます。

PDCA サイクルに基づき実績に対する評価を行い、改善点を見つけて次の取組に生かしていきます。



仙北市重層的支援体制整備事業実施計画

【発行】

仙北市市民福祉部 社会福祉課

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81番地8

TEL:0187-43-2255